



令和7年度ものづくりマイスター派遣事業実施要領  
(若年技能者人材育成支援等事業)

中小企業・工業高校等への実技指導

北海道技能振興コーナー

1 事業の目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっていることから、厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能者尊重機運の醸成等を図ることを目的とするものです。

2 実施機関

北海道技能振興コーナー（北海道職業能力開発協会）（以下「コーナー」という。）

3 事業実施内容（ものづくりマイスター派遣事業）

(1) 派遣事業の概要

若年技能者の人材育成に資する実技指導を行う中小企業や工業高校等にコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

(2) 実技指導（派遣）の対象

①対象者

- ・ 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者）
- ・ 業界団体（事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む。）
- ・ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）

※自社内訓練や企業グループ内訓練と見なされる場合には、ものづくりマイスターの派遣は行いませんのでご留意願います。具体的には、ものづくりマイスターの所属する企業又は企業グループ（親会社及び会社法第2条3項に規定する子会社）である場合など、実情を確認して判断します。

※大企業など上記の派遣対象以外については、「5必要経費」の全てを当該大企業等が負担する場合に限り、ものづくりマイスターの派遣指導を行うことができます。

②指導対象者

主に15歳から35歳未満の若年技能者とします。

(3) 実技指導の内容

- 中小企業・業界団体： ・ 技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導  
工業高校等学校： ・ 技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導  
・ 技能検定3級の受験資格付与に係る指導

(派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて、柔軟に設定します。)

※ITの実技指導については、ワード、エクセル等のオフィスソフトウェアの使用方法など事務・事業を行う上で一般的に必要な知識・技能の付与を目的とする派遣指導は行いませんのでご留意願います。

(4) 指導回数等

区分	指導上限回数	備考
工業高校等の学生	①技能検定受検、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導 職種毎に原則10回まで ②上記①以外の技能検定3級レベル以上の実技指導 職種毎に原則1回まで ※職種毎に①②あわせて年間上限10回まで	○1回当たりの実技指導の時間は、3時間を目安とします。 ○指導回数は、日程都合上希望に沿えない場合があります。
技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会出場選手	職種毎に原則5回まで	
その他の技能者	原則15回まで	

#### 4 実技指導の依頼と決定

- (1) 実技指導を希望する派遣対象企業等はコーナーに別紙「ものづくりマイスター派遣依頼書」を提出してください。
- (2) コーナーは依頼書に基づき、ものづくりマイスターの派遣を決定し、依頼者及び派遣するものづくりマイスターに派遣内容等を通知します。

#### 5 コーナーによる経費の負担

次の経費（金額）をコーナーが負担します。

支払いはコーナーがものづくりマイスター又は債権者に直接支払います。

##### (1) 謝金

区分	単価／1時間	上限金額
ものづくりマイスター （より熟達した高い技能等を有する者※1）	6,710円（税込）／1時間 （7,700円（税込）／1時間）	20,130円（税込） （23,100円（税込））
補助者（原則1名のみ）	2,970円（税込）／1時間	8,910円（税込）
ものづくりマイスターによる事前打合せ※2 （より熟達した高い技能等を有する者※1）	6,710円（税込）／1時間 （7,700円（税込）／1時間）	13,420円（税込） （15,400円（税込））

※1：卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター及びこれらに相当する技能等を持ったものづくりマイスター

※2：効果的な指導をする為に事前打合せが必要な場合のみ（打合せ内容が分かる報告書の提出が必要）

##### (2) 旅費

下記①②いずれかで支払います。

①公共交通機関料金（コーナーへ領収証の提出が必要）

②実技指導を行う会場までの交通費（コーナーの規定により算出した額）

##### (3) 材料費

対象者1人1回当たり原則2,420円（税込）を上限にコーナーが負担。

※北海道職業能力開発協会あての納品書・請求書、及び契約金額が3万円以上の場合には見積書の添付が必要となります。「6報告事項」の報告に合わせて提出してください。

##### (4) 傷害保険

参加者を被保険者とする傷害保険に加入します。（コーナーが直接手続きします）

#### 6 報告事項

(1) 実技指導終了後、依頼した機関は次のとおり実績等を報告してください。

- ①実技指導の実施状況（実施風景・写真のコピー）
- ②アンケート（別紙）
  - ・第1号 企業・業界団体・教育訓練機関用
  - ・第2号 生徒・技能者等受講者用

#### 7 その他

(1) 技能検定の検定委員となっているものづくりマイスターは、技能検定試験の厳格な秘密保持義務の責務、公平性について疑念を抱かれることのないようにする観点から、当該検定職種（作業）の技能検定実技試験に係る派遣指導は禁止されています。

(2) 問合先等

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー）

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

※各種資料も上記メールアドレスあてご請求ください。